

様式第8号

「(仮称)吹田市朝日町計画」への意見書

吹田市長殿

2019年4月22日

住所:

氏名:

電話番号:

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条第1項の規定により、次の通り説明報告書に対する意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画
事業区域の位置	吹田市朝日町 旧NTTビル跡地
予定建築物	共同住宅

意見の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋上に大きなエアコンを設置されると騒音が問題になります。又、水の飛散防止を含め配慮して欲しい。 2. 旧ビルの時、屋上からの砂ぼこりがひどかったので、防止策を講じて欲しい。 3. 厨房からの換気に注意して欲しい。北側への排気は調理の匂いが一日中入る為困ります。 4. 南側に寄せて建てて欲しい。
-------	---

*受付年月日	H31年 2月 4日	*受付番号	第30-L-16号
--------	------------	-------	-----------

*備考		*受付印	<p>受付 開発審査 31.4.25 第30-L-16号</p>
-----	--	------	--

見解書 再見解書

2019年5月17日

吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市中央区今橋2丁目5番8号
 氏 名 (株)NTT西日本アセット・プランニング
 代表取締役社長 松本 順一
 電話番号 06 (4300) 4154
 代理人 住 所 大阪市西区土佐堀1丁目4番14号
 氏 名 (株)NTTファシリティーズ一級建築士事務所
 関西事業本部 崎前 裕介
 電話番号 06 (6446) 7526
 (法人にあっては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第2項** の規定により、次の **第4項** とおり **見解書** を提出します。
 再見解書

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市朝日町計画			
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 朝日町1179-3、1181-2、1182-1、1182-2、1182-3			
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()			
意見 対 す る 見 解	1. 近隣への騒音に配慮した、機器の選定及び配置計画を検討いたします。 2. 運営に関する要因が大きいと思いますので、運営事業者へ清掃の必要性などを周知するように致します。 3. 厨房からの匂いについては北側のみではなく、周辺の皆様に配慮し、検討させていただきます。 4. 北側マンション及び南側建物についてある程度の離隔の取れた現在の計画で進めさせていただきますと考えております。 貴重なご意見、誠にありがとうございました。			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※ 受 付 印
	31.2.-4		30-C-16	
※備 考				受付 建築本室 -1.5.17 30-C-16

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

「(仮称)吹田市朝日町計画」への意見書

吹田市長殿

2019年4月22日

住所:

氏名:

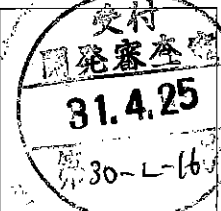
電話番号

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条第1項の規定により、次の通り説明報告書に対する意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画
事業区域の位置	吹田市朝日町 旧 NTT ビル跡地
予定建築物	共同住宅

意見の内容	<p>1. プライバシーや日当たりの事を考え、なるべく建物を離して建てて欲しいと思います。</p> <p>2. 窓の位置をずらして欲しいと思います。</p> <p>3. 工事は、騒音や振動に気をつけて安全第一でお願いします。</p>
-------	--

* 受付年月日	H31 年 2 月 4 日	* 受付番号	第30-L-16号
---------	---------------	--------	-----------

* 備考		* 受付印	
------	--	-------	---

見解書 再見解書

2019年5月17日

吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市中央区今橋2丁目5番8号
 氏 名 (株)NTT西日本アセット・プランニング
 代表取締役社長 松本 順
 電話番号 06 (4300) 4154
 代理人 住 所 大阪市西区土佐堀1丁目4番14号
 氏 名 (株)NTTファシリティーズ一級建築士事務所
 関西事業本部 崎前 裕介
 電話番号 06 (6446) 7526
 (法人にあつては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第2項** **第4項**の規定により、次のとおり **見解書** **再見解書**を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画			
事業区域の位置	吹田市 朝日町1179-3、1181-2、1182-1、1182-2、1182-3			
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()			
意見に対する見解	1. 北側マンション及び南側建物についてある程度の離隔の取れた現在の計画で進めさせていただきたいと考えております。 2. 運用上、バルコニーは避難用のみに利用予定です。また、視線位置が一致する部分については、検討させていただきます。 3. できる限り低騒音、低振動の機種を採用し、安全を最優先に工事させていただきます。 貴重なご意見、誠にありがとうございました。			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印
	31.2.-4		30-L-16	
※備考				受付 目録 -1.5.17 30-L-16

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

「(仮称)吹田市朝日町計画」への意見書

吹田市長殿

2019年4月22日

住所:

氏名:

電話番号:

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項の規定により、次の通り説明報告書に対する意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画
事業区域の位置	吹田市朝日町 旧 NTTビル跡地
予定建築物	共同住宅

意見の内容	<ol style="list-style-type: none"> 隣のマンション(エスリード吹田駅前)の中層階に住んでいますが、上記の共同住宅が建設されると、現在は南東側から入る陽射しが隣の新しい共同住宅の建物で遮られ部屋が暗くなること、及び隣の共同住宅の居住者の窓やバルコニーと対面しお互いに見合う状態になり、プライバシーが損なわれることが想定されます。 従って、全体の高さを低くして、陽射し遮らないようにしていただくと共に、できるだけ建物位置を南東側に寄せてください。また、窓やバルコニーにお互いのプライバシー保護となる工夫をして下さい。 建設工事での振動、騒音を最小限となる施工方法としていただき、早朝・夜間の工事を控え、常識的な時間帯(例:9:00~17:00)での工事をお願いします。
-------	--

*受付年月日	2019年4月4日	*受付番号	第30-L-16号
--------	-----------	-------	-----------

*備考		*受付印	<p>交付 図発審本 31.4.25 第30-L-16号</p>
-----	--	------	--

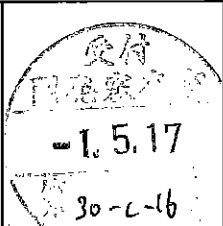
見解書 再見解書

2019年5月17日

吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市中央区今橋2丁目5番8号
 氏 名 (株)NTT西日本アセット・プランニング
 代表取締役社長 松本 順平
 電話番号 06 (4300) 4154
 代理人 住 所 大阪市西区土佐堀1丁目4番14号
 氏 名 (株)NTTファシリティーズ一級建築士事務所
 関西事業本部 崎前 裕介
 電話番号 06 (6446) 7526
 (法人にあつては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第2項** **第4項**の規定により、次の
 とおり **見解書** **再見解書**を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画				
事業区域の位置	吹田市 朝日町1179-3、1181-2、1182-1、1182-2、1182-3				
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()				
意見に対する見解	1、2. これまでの建築物より高層になるため、影の影響はありますが、最大限近隣に配慮するため、境界からの離隔をとり、できる限り高さを抑えるように計画いたします。また、運用上、バルコニーは避難用のみに利用予定です。また、視線位置が一致する部分については、検討させていただきます。 3. 工事中に関しましては、できる限り低騒音、低振動の機種を採用いたします。また、作業時間につきましても、配慮し、工事計画を立てて参ります。 貴重なご意見、誠にありがとうございました。				
※受付年月日	31.2.4	※受付番号	第 号	※受付印	
※備考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

「(仮称)吹田市朝日町計画」への意見書

吹田市長殿

2019年4月22日

住所:


氏名:

電話番号:

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項の規定により、次の通り説明報告書に対する意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画
事業区域の位置	吹田市朝日町 旧 NTTビル跡地
予定建築物	共同住宅

意見の内容	<p>旧 NTTビルと隣接したマンションに居住しています。この居室の購入時は、旧 NTTビルよりも高い位置にある階を選んで購入しました。しかし今回、旧 NTTビルよりもかなり高い建物が建つことになり、以下の2点を懸念しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接距離がかなり近く、南東側の窓からの日照時間が著しく短くなりそうです。当家の南東側の居室は3室ありますが、うち1室は南東側だけにしか窓がなく、隣接建物の建設時の配慮がなければ、日の当たらない部屋になりかねません。 2. 新たに建つ共同住宅の居室の窓・バルコニーと、南東側の当家の居室の窓・バルコニーが向き合う形になっています。当家は、寝室や個室として設計されているのが南東側の3室のみです。南東側に接しない部屋は、キッチンとリビングだけなので、寝室や子どもの部屋は、南東側にしかとれません。サービス付き高齢者住宅が入るとのことですので、居室で過ごされる時間が長い居住者が多いと思いますし、外出しにくい方の中には窓やバルコニーから外を眺めるのが気晴らしになる方もいるかもしれません。逆も同じだと思いますが、私たちも家にいる間ほとんどずっと、隣接住宅からの視線を気にしながら暮らすことになるのは、大変なストレスです。 <p>そのため、①できれば、旧 NTTビルと同じ高さにしていただきたいです。それがどうしても無理な場合は、②隣接側に居室や窓を設けない、③隣接の距離をできるだけとる、④バルコニーを歩くことがなさそうな設計にする——といった設計変更をお願いします。</p> <p>最後に、建設工事中のお願いです。①振動や騒音が最小限となる施工方法を採用してください。②日中の常識的な時間帯での工事してください。③やむを得ずうるさい工事になる日時(午前/午後程度でも可)は、被る迷惑を最小限にしたいので、1日前でもいいので事前に知らせてください。工事内容だけでは素人には分かりませんので、「騒音が大きい」とか「土ぼこりが多い」とか、具体的な支障を知らせるようにしてください。</p>
-------	--

*受付年月日	H31年2月4日	*受付番号	第30-L-16号
*備考			<p>*受付印</p> 

見解書・再見解書

2019年5月17日

吹田市長宛

事業者 住所 大阪市中央区今橋2丁目5番8号
 氏名 (株)NTT西日本アセット・プラン
 代表取締役社長 松本 順一
 電話番号 06 (4300) 4154
 代理人 住所 大阪市西区土佐堀1丁目4番14号
 氏名 (株)NTTファシリティーズ一級建築士事務所
 関西事業本部 崎前 裕介
 電話番号 06 (6446) 7526
 (法人にあつては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第2項** **第4項** の規定により、次の
 とおり **見解書** **再見解書** を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画			
事業区域の位置	吹田市 朝日町1179-3、1181-2、1182-1、1182-2、1182-3			
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()			
意見に対する見解	①階数を減らすことは難しいですが、各フロアの階高(排煙、天井裏配管設備)を考慮し、できる限り高さを抑えるよう検討させていただきます。 ②運用上、バルコニーは避難用のみに利用予定です。また、視線位置が一致する部分については、検討させていただきます。 ③北側マンション及び南側建物についてある程度の離隔の取れた現在の計画で進めさせていただきます。 【工事中に対する意見に関する見解】 ①できる限り低騒音、低振動の機種を採用いたします。 ②配慮して工事計画を立ててまいります。 ③近隣の皆様への周知方法についても、十分に配慮させていただきます。 貴重なご意見、誠にありがとうございました。			
※受付年月日	31.2.4 年 月 日	※受付番号	第 30-L-16 号	※受付印
※備考				交付 1.5.17 30-L-16

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

31年4月22日

吹田市長宛

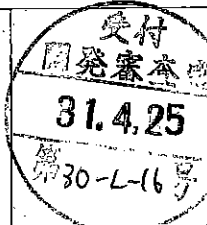
住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画		
事業区域の位置	吹田市朝日町 (旧NTTビル跡地)		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>私は本計画の北側に隣接する エルド吹田駅前 居住にいます。北側の部屋なので 直接、日陰に当たり バルコニーや窓が 接見する 様な影響を受ける訳では ないのではが、同じマンションに住む。それに該当される方々 の心痛を察することはできません。</p> <p>建物の高さ、設計など、考慮して頂きたく思います。 どうぞ宜しくお願ひ致します。</p>		
※受付年月日	H31年2月4日	※受付番号	第 30-L-16 号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書 再見解書

2019年5月17日

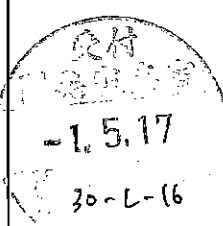
吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市中央区今橋2丁目5番8号
 氏 名 (株)NTT西日本アセット・プランニング
 代表取締役社長 松本 順
 電話番号 06 (4300) 4154

代理人 住 所 大阪市西区土佐堀1丁目4番14号
 氏 名 (株)NTTファシリティーズ一級建築士事務所
 関西事業本部 崎前 裕介
 電話番号 06 (6446) 7526

(法人にあつては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第2項** の規定により、次の
第4項
 とおり **見解書** を提出します。
 再見解書

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画			
事業区域の位置	吹田市 朝日町1179-3、1181-2、1182-1、1182-2、1182-3			
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()			
意見に対する見解	これまでの建築物より高層になるため、影の影響はありますが、最大限近隣に配慮するため、境界からの離隔をとり、できる限り高さを抑えるように計画いたします。 貴重なご意見、誠にありがとうございました。			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印  交付 -1.5.17 30-L-16
※備考	31.2.-4		30-L-16	

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

「(仮称)吹田市朝日町計画」への意見書

吹田市長殿

2019年4月25日

住所:

氏名:

電話番号

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条第1項の規定により、次の通り説明報告書に対する意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市朝日町計画
事業区域の位置	吹田市朝日町 旧NTTビル跡地
予定建築物	共同住宅

意見の内容	<p>この度、旧NTTビル跡地に新ビルを建設にあたり、 お願いを申し上げます。</p> <p>工事の際、石打ほり騒音、振動を最小限に 抑える様、又足場を利用して当マンションの ベランダに人の侵入出来ない様を配慮を 宜敷くお願い致します。</p>
-------	--

* 受付年月日	2019年 月 日	* 受付番号	第 30-L-16 号
---------	-----------	--------	-------------

431.2.4

* 備考		* 受付印	
------	--	-------	--

見解書・再見解書

2019年5月17日

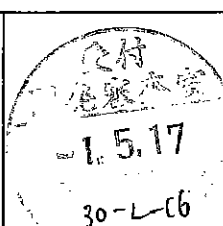
吹田市長宛

事業者 住 所 大阪府中央区今橋2丁目5番8号
 氏 名 (株)NTT西日本アセット・プランニング
 代表取締役社長 松本 順一
 電話番号 06 (4300) 4154

代理人 住 所 大阪府西区土佐堀1丁目4番14号
 氏 名 (株)NTTファシリティーズ一級建築士事務所
 関西事業本部 崎前 裕介
 電話番号 06 (6446) 7526

(法人にあっては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第2項** **第4項**の規定により、次の
 とおり **見解書** **再見解書** を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 吹田市朝日町計画		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 朝日町1179-3、1181-2、1182-1、1182-2、1182-3		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見 に 対 す る 見 解	工事中に関しましては、できる限り低騒音、低振動の機種を採用し、砂埃に関しましては、散水など、仮設計画にて配慮致します。 また工事中のセキュリティに関しましては仮設計画を検討する段階で、十分に配慮して参ります。 貴重なご意見、誠にありがとうございました。		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号
	31.2.-4		30-L-16
※備 考			※受付印
			

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。